

契 約 書

熊本大学医学部附属病院産科・婦人科（以下「甲」という。）と依頼者_____
以下「乙」という。）との間において、医学的理由による精子の凍結保存に関する契
約を次のとおり締結する。

（契約内容）

第1条 甲は乙の依頼により、医学的理由による精子の凍結保存を行う。

（契約期間）

第2条 契約期間は、精子の凍結日から1年間とする。ただし、乙が本契約の満了日
までに保存期間の延長を希望する場合は、依頼に応じて引き続き1年間契約を更新
するものとし、以後も同様とする。ただし乙からの連絡がない場合、または乙の死
亡や行方不明になった場合は、凍結保存を中止し精子を廃棄する。

（精子の凍結保存の料金）

第3条 精子の凍結保管料については、凍結後1年を経過した時点から1年ごとに
14,600円とする。

（保存に関する免責事項）

第4条 ①地震・津波・火山噴火 ②火災 ③戦争等による施設の破壊など、不慮の
原因により凍結精子が損傷もしくは喪失した場合は、本院の責任は免責される。

（疑義等の決定）

第5条 この契約に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議して定めるもの
とする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々1通を
所持する。

平成 年 月 日

甲 熊本県熊本市中央区本荘1-1-1
熊本大学医学部附属病院産科・婦人科
科長 ○○ ○○

乙 住所
氏名